# 第3期鳥取県国民健康保険運営方針(案)について

~皆様のご意見をお寄せください!~

国民健康保険は、都道府県と市町村が共同して運営しています。県・市町村の国保運営の統一方針である国保運営方針を定めることになっており、このたび、第3期国保運営方針案を作成しましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

※ 国保運営方針:国保法第82条の2に基づき、県と市町村が国保事業を運営していくための指針で、 県が策定するものとされています。

## ■概 要

=対象期間=

対象期間は5年間(令和7年4月~令和12年3月)

=基本的な考え方=

(策定の目的など)

- 国民健康保険は、年齢構成が高いことから医療費が高く、加入者の 所得水準が低いなど、様々な構造的課題があり、厳しい財政運営を 強いられています。
- ・これらの課題を解消するため、県と市町村が一体となって国保を運営するに当たっての統一的な方針を定め、この方針をもとに、県内の国保財政が持続的かつ安定的に運営されるよう取り組みます。



けんぞうくん 鳥取県国民健康保険 マスコットキャラクター

#### =国保運営方針のポイント=

- ・高額医療費の発生による保険料(税)への影響を緩やかにし国保財政の安定化を図るため、 市町村が県に納める納付金(保険料(税)等が原資)の算定方法等を変更し、医療費を県 全体で支え合う仕組みとする。
- ・本県が抱えている健康課題について、県国保運営方針・市町村データヘルス計画共通の評価指標を定め、県・市町村が一体となって取組を実施する。
- =国保運営方針(案)の概要= 〈第1章~第10章で構成〉

(以下、主なもの)

- ○国保の医療に要する費用及び財政の見通し
  - ・本県の国保医療費等の推移や市町村国保の財政状況等についてのデータを掲載し、また、 令和7年度から令和11年度までの国保財政運営の考え方等を記載しています。
- ○納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法及びその水準の統一
  - ・国保財政の安定化を図るため、令和7年度から段階的に納付金の算定方法を変更することやその変更内容等を記載しています。
- ○保険料(税)の徴収の適正な実施
  - 各市町村の保険料(税)収納率の目標や収納率の向上のための取組等を記載しています。
- ○医療費適正化の取組
  - ・市町村の健康づくりへの取組評価・促進策の検討やデータヘルスの推進など取組の方向性を示した上で、「健康の保持増進の推進」と「適切な医療の効率的な提供の推進」のための県・市町村の取組を規定します。

概要の閲覧方法

・県庁医療・保険課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民課、 各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、 県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。

ウェブページのアドレス: https://www.pref.tottori.lg.jp/316329.htm・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。

・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

### 結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

医療・保険課ウェブページ



#### 《応募・問合せ先》

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

郵 送:〒680-8570 (所在地記載不要) 電 話:0857-26-7157 ファクシミリ:0857-26-8168

電子メール: iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

# 【第3期鳥取県国民健康保険運営方針(案)

に対する意見応募用紙】

《応募先》 鳥取県庁福祉保健部健康医療局医療・保険課

〒680-8570 (所在地記載不要) ファクシミリ: 0857-26-8168 電子メール: iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄	
ご意見ありがとうございました。	
差し支えなければ、	下記にもご記入ください。
お住まいの市町村	(市町村名までご記入ください。)
年代	□10歳代 □20歳代 □30歳代 □40歳代 □50歳代 □60歳代 □70歳代 □80歳代以上
性別	□男性  □女性